

鶴ヶ島市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年1月8日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 漆 畑 和 司

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

健康福祉部 保健センター

4 監査の着眼点

令和2年度（4月から9月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和2年11月25日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

健康福祉部 保健センター

(1) 主要事務事業

令和2年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

ア 特定健康診査等経費

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの鶴ヶ島市国民健康保険被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施することにより、生活習慣病を早期に発見し疾病の重症化防止を図る。

9月末現在の特定健康診査の受診者は、232人である。

新型コロナウイルス感染症の影響により8月に受診開始したため、受診者数が低迷しているが、令和元年度に効果が見られたAIを活用した受診勧奨はがきを送付し、受診率の向上を目指している。

今後も特定健康診査を継続して実施し、健康意識の普及啓発に努める。

イ 感染症予防対策支援経費

感染症の発症及び重症化を防止するため、任意の予防接種費の助成、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査費及び抗原検査費の助成を行う。併せて、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染拡大を防止するための資材等の購入を行う。

9月末現在、任意の予防接種助成件数は、高齢者肺炎球菌予防接種32件、風しん予防ワクチン接種13件である。感染症の予防及び感染拡大防止のため、マスク、手指消毒剤、使い捨てガウン、フェイスシールド、体温計、次亜塩素酸水生成器等を購入するとともに、感染症啓発パンフレットの印刷を行った。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況や、国、県の対策を鑑みて、必要な対策を図っていく。

(2) 評価・意見・要望

ア 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

イ 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

ウ 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

エ 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

オ 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。